

人権の戦後史：1950年代の静岡県を中心に
(田中克志先生退職記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-06-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 橋本, 誠一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007821

■ 論 説 ■

人権の戦後史—1950年代の静岡県を中心に—

橋 本 誠 一

目 次

- I はじめに
- II 戦後の人権状況—刑事司法を中心に
- III 人権擁護行政—人権侵犯事件を中心に
- IV 人権啓発行政—静岡県の広報活動を中心に
- V おわりに

I はじめに

日本国憲法の制定（1946年11月3日公布）によって、戦後の日本国家は、一人ひとりの国民を個人として尊重するという個人主義（individualism）を基底に、自由主義（liberalism）と民主主義（democracy）を理念的支柱とする国家へと再編された⁽¹⁾。本稿の主題に関して言えば、憲法第3章で保障される基本的人権は、個人主義、自由主義、民主主義という理念的諸価値を個別に具体化したものといえる⁽²⁾。

ところで、人権という理念がある国に定着したというためには、国家組織が人権理念を基軸として組織・運用されるだけでなく、国民が人権の政治的・法的価値を受容し、現実生活の場においてその価値の実現を日常的に追求することが必要であろう。イェーリング（Rudolf von Jhering, 1818～1892）の言い方を借用すれば、ここでは「権利のための闘争」を行うことが国民一人ひとりの倫理的義務として要求される⁽³⁾。

(1) この点については、とくにラートブルフ著・碧海純一訳『法学入門（ラートブルフ著作集第3巻）』東京大学出版会、1961年、17頁以下、を参照。

(2) 人権概念の歴史については、高柳信一「近代国家における基本的人権」（東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第1（総論）、東京大学出版会、1968年、所収）、リン・ハント著・松浦義弘訳『人権を創造する』（岩波書店、2011年）参照。

(3) イェーリング著・村上淳一訳『権利のための闘争』岩波書店、1982年。

筆者の関心は、憲法制定から60年余の時間を経て、人権という理念がはたして前述のような意味で地域社会のなかに定着したのかという問題を歴史実証的に考察することにある。本稿はその作業の第一着手として、静岡県という地域社会について、そしておもに戦後間もない1950年代までの時期を対象に考察しようとするものである。

そこで本稿は、具体的に以下の問題を取り上げる。第一に、後述するように、1950年代までの人権問題の中心は刑事被告人等に対する人権侵害であったことから、当時、当該人権侵害をくり返し発生させていた構造的要因について考察する。第二に、新憲法の下で開始された人権擁護行政に着目し、被害者の救済と国民への人権啓発を任務とする人権擁護行政の実態を可能な限り明らかにし、その問題点について考える。そして最後に、以上の考察を踏まえ、60年代以降への展望と今後の課題について言及したい。

II 戦後の人権状況—刑事司法を中心に

1 旧刑事訴訟法(大正刑事訴訟法)の改正

刑事司法における戦後改革は、新憲法施行⁽⁴⁾を目前に控えた1947(昭和22)年4月19日、「日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法の応急的措置に関する法律」(法律第76号、以下、「応急措置法」という。)によって開始された(同年5月3日施行)⁽⁵⁾。⁽⁶⁾

いうまでもなく、戦前にも大日本帝国憲法(1889年2月11日公布)が「臣民の権利」を定め、「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ」(第23条)、「日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラル、コトナシ」(第25条)などの規定を設けていた。その限りで近代憲法として最低限の(国民の権利・自由を保障するために国家権力を制限するという)体裁を備えていた。しかし、これらの憲法規定を具体化すべき法律—いわゆる大正刑事訴訟法(1922年5月5日法律第75号)—のもとで被疑者・被告人の人権侵害が日常

(4) 戦後憲法史については、渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、1987年)、杉原泰雄ほか編『日本国憲法史年表』(勁草書房、1998年)を参照。

(5) 司法制度の戦後改革については、東京大学社会科学研究所編『戦後改革』4〔司法改革〕(東京大学出版会、1975年)、A・オプラー著/内藤頼博監/納屋廣美・高地茂世訳『日本占領と法制改革』(日本評論社、1990年)などを、また警察制度の戦後改革については、星野安三郎「警察制度の改革」(東京大学社会科学研究所編『戦後改革』3〔政治過程〕、東京大学出版会、1974年)、広中俊雄『警備公安警察の研究』(岩波書店、1973年)、大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』(筑摩書房、2000年)340頁以下、などを参照。

(6) 応急措置法公布当日の4月19日、人権蹂躪の温床ともいうべき違警罪即決例が廃止された。

的に横行していたことは周知の通りである⁽⁷⁾。

そこで前述の応急措置法は、大正刑訴法を日本国憲法の趣旨に適合するように解釈することを裁判官らに義務づけるとともに、おもに以下のような応急的改正を施した⁽⁸⁾ (その内容は1948年7月10日公布の新刑事訴訟法 (法律第131号)⁽⁹⁾ に継承され、現在に至る)。

- (1) 被疑者は、身体の拘束を受けた場合には弁護人を選任することができると定めた (第3条)。つまり、捜査段階から被疑者に弁護人選任権を与えた⁽¹⁰⁾。あわせて犯罪事実および弁護人選任権の告知を義務づけた (第6条)。
- (2) 令状主義を徹底した。すなわち、検察官・司法警察官による勾引状・勾留状の発給を禁じ (第7条第1項)、裁判官の令状がなければ逮捕・勾留・押収・搜索・検証ができなかった (第7条第2項、第8条第1号)⁽¹¹⁾。その一方で、緊急逮捕制度を設けた (第8条第2号)。
- (3) 勾留状の請求があつた日から10日以内に公訴の提起がなかったときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない、と規定した (第8条第5号)⁽¹²⁾。

(7) この点については、とくに布施辰治『司法機関改善論・噫々刑事裁判の時弊』(布施辰治法律事務所、1917年)、小田中聰樹『刑事訴訟法の歴史的分析』(日本評論社、1976年)などを参照。

(8) 応急措置法の内容については、小田中聰樹「刑事裁判制度の改革」(前掲『戦後改革』4〔司法改革〕) 232頁以下、参照。

(9) 新刑事訴訟法の立法過程については、前掲・小田中「刑事裁判制度の改革」213頁以下、参照。

(10) 大正刑訴法は、公訴提起後＝予審手続の段階からしか弁護人の選任を認めなかった (第39条)。大正刑訴法については、牧野英一『刑事訴訟法 (重訂第15版)』(有斐閣、1928年)、前掲・小田中『刑事訴訟法の歴史的分析』などを参照。

(11) 大正刑訴法のもとでも、原則として裁判所が勾引状や勾留状を発するとされていた (第93条)。しかし、その一方で、現行犯や現行犯に準ずべき場合だけでなく、要急事件 (急速を要し判事に勾引状を請求できないとき) についても、検事が自ら勾引状を発し、被疑者の身柄を48時間拘束することができる、と規定されていた (第123条)。さらに勾留 (勾留期間は原則2ヶ月、1ヶ月単位の更新が可能) についても、急速を要し判事の勾留状を求めることができないときは、検察官が自ら勾留状を発することができるとしていた (第129条)。押収・搜索もほぼこれと同様で、裁判所の令状によることを原則としつつも (第150条)、要急事件 (第123条) や現行犯事件で急速を要するときは、公訴提起前に限り、検事・司法警察官は押収・搜索をすることができるとした (第170条)。

(12) 大正刑訴法も、勾留状を発した事件につき3日以内に公訴を提起しなかったときは、検事は直ちに被告人を釈放しなければならないと定めていたが (第371条第3項)、事実上形骸化していたといわざるをえない。

(4) 自己に不利益な供述を強要されない(黙秘権の保障)⁽¹³⁾、強制・拷問等による自白または不当な長期抑留・拘禁後の自白は証拠とすることができない、そして自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ、または刑罰を科せられない、と定めた(第10条)⁽¹⁴⁾。

(5) 検察官、弁護人だけでなく、被告人にも証人尋問権を保障した(第11条)。このほか、予審を廃止し(第9条)、供述録取書の証拠能力を制限し(第12条)、跳躍上告を認めた(第14条)。

応急措置法(そして同法を継承する新刑事訴訟法)は、捜査機関(警察・検察)が被疑者・被告人に一方的かつ恣意的な取調べを行うという仕組みを改め、被疑者・被告人に弁護人選任権、黙秘権などの法的な「武器」=権利を与えることで、捜査機関に対する反撃の機会を保障しようとするものであった⁽¹⁵⁾。そうすることで初めて、捜査機関と被疑者・被告人の関係は権力的な支配服従関係からより対等・平等な権利義務関係に転換することが可能になる。そして、こうした関係性を前提に、適正手続(due process of law)の理念に基づいて(捜査から公判に至る)諸手続が遂行されることが期待された。

このように刑事司法における人権保障とは、捜査機関と被疑者・被告人の間の権力的な支配服従関係を対等平等な権利義務関係に置き換えることを意味した。それゆえ、それは現実社会の権力的関係を解体するという意味ですぐれて実践的な課題であり、それを達成するには各当事者による「権利のための闘争」が不可欠であった。

(13) 大正刑訴法は、「被告人ニ対シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問フヘシ」(第134条)と定めるのみで、(黙秘権はいうまでもなく)被告人に供述の義務があるのか否かについて何も規定していない。学説上は、被告人に供述の義務はないとするのが多数説であった(前掲・牧野『刑事訴訟法』262頁以下)。

(14) 大正刑訴法は、区裁判所において被告人が自白したときは、訴訟関係人に異議がない場合に限り、他の証拠を取り調べなくてもよい、と規定した(第346条)。また、判例も、被告人が犯罪事実を自白した場合、被告人の自白のみによって犯罪事実を認定しても不法ではない、とした(大判大正13年1月25日大審院刑事判例集3巻20頁、大判昭和13年8月18日大審院刑事判例集17巻635頁も同旨)。それでは、その自白が強制、拷問等によって不当に得られた場合はどうなるのか?違法収集証拠としてその証拠能力を否定されるのか?残念ながら、この点を争点とした判例は管見の限りで存在しない。

(15) 応急措置法には不十分な点もあった。この点について、小田中は「被疑者の弁護人の権限の範囲が不明確であること、逮捕の理由として『罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由』のみがあげられていること、自白法則が強制・拷問・脅迫による自白に限定されていること、補強法則が公判廷の自白に及ぶか否かが明確でないこと、証人等の供述録取書の証拠能力の制限の例外が曖昧で広いことなど」(前掲・小田中「刑事裁判制度の改革」236頁)を指摘する。

2 ある警察官僚の人権観

人権が権力的関係の解体を指向する理念であるとすれば、旧体制を支えてきた警察・検察官僚がそれに反発するのはある意味で当然の反応であった。当時、静岡県警察本部長の職にあった加藤陽三もその一人であった。加藤は旧内務官僚出身で、戦前・戦後を通してエリート警察官僚の道を歩んだ人物である⁽¹⁶⁾。1948(昭和23)年5月、加藤は、地元新聞の特集「憲法施行一周年を顧る」に寄稿して次のように述べた。

犯罪の捜査は憲法の個人の基本的な人権擁護と自由を尊重している(が)、このことによって犯罪捜査の上に従来と異り相当大きな不利不便が生じている、捜索、逮捕は一々令状がなければ執行出来ず、現行犯でないとは無暗に検そくできぬという悩みがある⁽¹⁷⁾。

新憲法下の刑事司法に対する率直な不満の表明である。この発言の背景には、彼の権威主義的国家観があった。加藤は、同じ記事のなかで、「一人の犯罪容疑者個々の権利と自由を擁護し過ぎて全体としての国家の権利自由を擁護されない」、「全体の社会の秩序が保持されてこそ個人の権利自由が擁護される」と主張していた。このような国家・社会を個人に優位させる権威主義的国家観⁽¹⁸⁾は帝国憲法下のものではあっても、日本国憲法下のそれではない⁽¹⁹⁾。

(16) 加藤陽三(1910~1989)は、その後、1950年8月に警察予備隊人事局長に移動後は防衛官僚として歩み続け、防衛庁防衛局長、防衛事務次官などを歴任した。退職後は、衆議院議員を2期勤めた(加藤陽三追想録刊行会編『加藤陽三追想録』(加藤陽三追想録刊行会、1993年)。『私録・自衛隊史—警察予備隊から今日まで』(「月刊政策」政治月報社、1979年)などの著書がある。

(17) 『静岡新聞』1948年5月3日付。なお、丸カッコは橋本が付したものである。以下、同じ。

(18) 権威主義的国家観にはいろいろなヴァリエーションがあるが、19世紀においてもっとも代表的なものは国家有機体説であった。それは国家を君主、国家諸機関、国民をもって組織される一つの有機体であるとし、あたかも人間の身体のようなものとして説明した。国民はそこでは人体の手足のごとく国家の一部であり、国家の首脳たる君主の意思によって支配されるものであった。ここでは国家(全体)が常に国民(部分)に優位する。国家有機体説については、石田雄「国家有機体説」、鶴飼信成ほか編『講座日本近代法発達史』2(勁草書房、1958年)233頁以下、参照。

(19) 「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」という前文の一節に端的に示されているように、日本国憲法はジョン・ロックの《自然状態における個人の固有権(property)→信託的社会契約にもとづく政府の構築→(政府が信託目的に反したときの)人民の抵抗権》という三位一体的な思想を正統に受け継ぐものである。ジョン・ロック著・加藤節訳『完訳 統治二論』(岩波書店、2010年)、樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』(青林書院、1992年、初版は1977年)93頁以下、清宮四郎『憲法I・統治の機構〔第三版〕』(有斐閣、1979年、初版は1957年)60頁、など参照。

3 多発する冤罪事件

憲法や法律が変わったにもかかわらず、制度運用の任に当たる警察官僚の意識が旧態依然であったとすれば、犯罪捜査の実態はどうであったのか？⁽²⁰⁾

周知のように、戦後の静岡県では、幸浦事件(1948年12月事件発生、1963年7月無罪確定)⁽²¹⁾、二俣事件(1950年1月事件発生、1958年1月無罪確定)⁽²²⁾、小島事件(1950年5月事件発生、1959年12月無罪確定)⁽²³⁾、島田事件(1954年3月事件発生、1989年1月無罪確定)⁽²⁴⁾と、全国的に著名な冤罪事件が相次いで発生し、いずれも一度は死刑判決を受けた被告人の無罪が確定した。これらはいずれも、明確な物証がないにもかかわらず、捜査段階で拷問等の方法によって虚偽の自白を強要され、それを根拠に起訴されたという点で共通している。⁽²⁵⁾

静岡県内で発生した冤罪事件は、これら著名事件に尽きるわけではない。1950年代に限っても、歴史の闇に埋もれた冤罪事件がいくつも存在した。たとえば郵便行囊小切手抜き取り事件で有罪判決(1948年6月静岡地裁判決、1951年4月東京高裁判決)を

(20) 戦前静岡県における人権蹂躪問題については、拙著『在野「法曹」と地域社会』(法律文化社、2005年)、とくに第一部を参照。

(21) 幸浦事件については、上田誠吉・後藤昌次郎『誤まった裁判—八つの刑事事件』(岩波書店、1960年)、青木英五郎『事実誤認の実証的研究—自白を中心として』(武蔵書房、1960年)、大竹武七郎ほか「事実認定における裁判官の判断—幸浦・二俣・小島事件判決の実証的研究」(『法律時報』36巻2号、1964年2月)などを参照。

(22) 二俣事件では1人の被告人が強盗殺人罪で起訴され、幸浦事件と同様に自白の任意性をめぐって裁判は紛糾した。本件も他の事件と同様、被告人と犯罪とを結びつける物証は存在せず、もっぱら警察段階での被告人の自白によって起訴された。本件のきわめて異例ともいえる大きな特徴は、現職警察官が取調段階で警察による拷問があったと告発し、それを法廷で証言したことである。しかし、その後、この警察官に対して、検事は偽証罪で追求し、警察は官職を奪い、「偏執狂」との宣伝を行うなどの迫害を加えた。二俣事件については、前掲・上田ほか『誤まった裁判』、前掲・青木『事実誤認の実証的研究』、前掲・大竹武七郎ほか「事実認定における裁判官の判断」などを参照。

(23) 小島事件については、前掲・大竹武七郎ほか「事実認定における裁判官の判断」、内田博「小島事件」(『法律時報』42巻12号、1970年10月)など参照。

(24) 島田事件については、大出良知「島田事件再審公判傍聴記」(『法学セミナー』396号、1987年12月)、森源編著『島田事件レポート』(森源、1989年)、伊佐千尋『島田事件』(潮出版社、1989年)、同『島田事件—死刑執行の恐怖に怯える34年8ヶ月の闘い』(新風舎、2005年)など参照。

(25) これとは別に、全国的に警察官による被疑者射殺事件が頻発していたことにも留意しておきたい。とくに1948年5月21日に東京浅草で発生した射殺事件の場合、遺族が国家賠償請求訴訟を提起し、1950年10月10日に東京地裁で戦後初の勝訴を勝ち取った(『人権新聞』1950年12月5日付)。静岡県内でも、浜松市で1948年9月と1950年1月に相次いで同様の事件が発生した(『静岡新聞』1948年9月14日付、1950年1月11日付)。

受け保釈中であった元被告人は、1951年9月に真犯人を捕まえ、自らの潔白を証明した⁽²⁶⁾。このほか、冤罪とは断定できないものの、その可能性を否定できない事件(1955年5月に発生した丸正事件⁽²⁷⁾など)も存在した。

なぜ冤罪事件がくり返し発生したのか。もちろん、その原因は多面的かつ複合的である。まして本稿が考察する時期は戦後改革期であるため、過渡期に固有の問題も存在した。たとえば大正刑事訴訟法は控訴審の構造を覆審制(第一審とは無関係に新たな審理を行う方式)としていたが、新刑訴法はこれを事後審制(第一審の審理内容を事後的に審査する方式)に改めた。事後審制を厳格に貫けば、第一審で審議されなかった新証拠などは控訴審で事実認定を行う必要が必ずしもないことになってしまう。そのため、当時、冤罪や不当量刑を生み出しかねないと危惧されていた。

さまざまな要因のなかで本稿がとくに注目するのは警察・検察が戦前から抱えてきた構造的な問題である。当時、捜査機関は被疑者・被告人に対して圧倒的に優位な立場に立っていた(この点は現在でも変わらないが)。捜査機関が必要と判断すれば、いつでも被疑者の身柄を拘束し、長時間にわたる取調を行うことができた(旧法下では、事実上無制限に勾留の更新が可能であった)。しかも、それは密室の中で行われていた(旧法下での勾留中の接見交通は、理由を付ければいつでも禁止することができた)。これに対し、被疑者・被告人は、かりに不法・不当な取調が行われても、それに対抗し反撃するための「武器」(黙秘権や弁護人選任権など)をほとんど何も与えられていなかった。それゆえ、多くの被疑者・被告人は捜査機関に一方的に服従するしか外に道がなかったのである。応急措置法後もこの点で大きな変化はない。

それでは、このような権力的構造のもとで、当時、日常的にどのような捜査が行われていたのか。以下、この点について見ていきたい。

4 傍証頼みの捜査

1948(昭和23)年1月29日午前2時35分頃、静岡市内のA方から出火し同人宅を全焼、さらに隣家のC宅を半焼して午前3時頃鎮火した。現場検証の結果、焼け跡から金属性の鈍器様のもので頭部を殴られたAの遺体が発見された。放火殺人事件と断定した静岡署は、早くも翌30日夕刻、近所に住むBを被疑者として署内に留置した。

警察がBに目を付けたのはもっぱら傍証(情況証拠)によるもので、物証は何もなかった。その傍証とは、以下のようなものであった。

- (1) Aの隣家であるCの居宅には、Bと内縁関係にあるDの名義で50万円の火災保険がかけられていた。

(26) 『静岡新聞』1951年9月13日付。

(27) 丸正事件については、とくに田中二郎ほか編『戦後政治裁判史録』第2巻(第一法規出版、1980年)、家永三郎ほか編『正木ひろし著作集』第3巻(三省堂、1983年)を参照。

(2) Bらは「被害者Aは、同夜、B宅に遊びに出かけ、午後8時頃火種を貰って帰った」と言い触らしていた。

(3) 火を放った箇所はC宅に接して計画的に行われていた。

(4) 火災後Bが家人その他に対し「保険会社から人が調べにくるからそのまま手をつけずにおけ」と言っていた。

(2)(4)は放火事件と被疑者を直接結びつける事実とはいいがたいし、(3)はたんなる憶測にすぎない。警察はもっぱら(1)の事実だけを傍証にして、《保険金詐取を目的に、BがAを殺害・放火した事件》という構図を描いたと考えて間違いないだろう。いったんできあがってしまうと、この構図は一人歩きを始める。たとえば被害者Aのシャツのポケットに千円近い百円札の束が残っていたことについて、警察は、自らの構図に即してこう解釈した。「Bが同夜Aに放火の相談を持ちかけて(千円近い金を)先渡したが^(ママ)拒断られ、生かしておけば面倒と殺した」、と。これは物証も自供もない段階での見立てであった。

ところが驚くべきことに、静岡警察署長はこの段階で早くもこう断定した。「犯人の割出しはすでに成功した・・・、卅日中には解決の見通しがつく」、と⁽²⁸⁾。署長のいう「解決の見通し」とは、警察が見立てた事件の構図に従って、間もなく被疑者が自供するだろうという見通しであった。実際、被疑者Bは、31日午後5時頃、「犯行一切を自白」した。

かくして翌日の新聞は、「静岡市殺人放火事件解決／B遂に口を割る／静岡署天晴れスピード検挙」との大見出しをつけ、被疑者Bの自供内容を次のように報じた(□は判読不能の文字であることを示す)。

最初一万五千円の貸金の催促をしたところ、Aが「明日になったら返してやる」と啖呵を切ったことから遂に口論となり、Bが「この恩知らず」と罵倒したため□□の喧嘩となり、カッとしたBは夢中で□□の丸太棒でAの頭部を殴打して殺害したが、その処置に困り、Aがあたかも失火で焼死した如く見せるため死体に枕をあてがい布団を冠せ、・・・マッチで放火し、毒(を)食わば皿までと火災保険金の詐欺を思いついたものである⁽²⁹⁾

しかし、被疑者が自供したにもかかわらず、その後の捜査は混迷の度を深めていく。2月2日に静岡地方検察庁に送られたBはそこで否認に転じ、その後の取調でも否認を続けたからである。他方、兇器(丸太棒)などの物的証拠も一向に発見されなかった。そのため、勾留期限満了を目前に控えた2月10日、検察はBを釈放してしまった。その理由について、静岡地検の白神検事正は、次のように語った。すなわち、警察で

(28) 以上は、『静岡新聞』1948年1月31日付による。

(29) 『静岡新聞』1948年2月1日付。

のBの自白を辿ってみると、「保険金と殺人が結びつかぬものがあり、それに肝心の物的証拠が全然無い」、警察は「貸し金を催促して反抗したからカツとなって丸太棒で撲り殺した」というが、「一万五千円の金を貸してある男を殺してしまったでは金が取れないではないか」、と⁽³⁰⁾。このように検察は、物証がないうえに被疑者の自白内容にも合理性がないと判断した。警察の捜査結果は全面的に否定されたのである。

ところで、被疑者Bは、なぜ警察の捜査段階で自白したのか。この点について、Bは新聞記者との間で次のようなやりとりを行っている。

【問】君は一度ははっきりと自白しているが？

【答】いつまでも水掛論を続けていては取調が永びき聴取書も出来ないからうその自白をしたのだ、裁判になったら本当のことをいおうと思った

【問】やらなかったのなら何故最後まで頑張らなかったか

【答】ごう問されてはとこわくなって嘘を言ったのだ⁽³¹⁾

これによれば、本件の場合、実際に拷問が加えられたわけではなく、被疑者自身が拷問への恐怖心から警察に迎合する姿勢をとったといえそうである。そこに警察側が見立てた事件の構図が押しつけられ、「裁判で本当のことをいえばいい」と安易に考えた被告人がそのまま「自供」に至ったという経緯のようである。しかし、前述のように、その供述内容は検察さえ納得させられないものであった。

さて、被疑者Bを釈放した後も、警察はあくまでBを真犯人と見なし、もっぱら傍証固めの捜査に励んだ。そのようななか、地元新聞は警察が蒐集した傍証12点について詳しく報じた⁽³²⁾。以下、参考までにそのなかのいくつかを紹介しておこう。

- (1) 火災のあった1月29日から約10日前、BはCに対して「火事を起こしそうだから荷物を俺の家へ運んでおけ」と語っている。
- (2) 火事の前日、Bは、世間へ知れぬように戸を締めて荷造りし、子どもに自宅へ運ばせている。
- (3) 1月28日午後8時頃、Bは自宅を出て約1時間くらい帰宅しなかった。
- (4) Bは同時刻に毎夜行くC宅へは顔を見せず、アリバイが成立しない。
- (5) 火災が納まった後、Bは近所の人に「お騒がせしてすまぬ」と言い、夜が明けても謝罪して歩いた。
- (6) 1月29日、Bは朝早く保険会社を2ヶ所訪れ、火事になったことを告げ、「人が焼け死んでいる」と話している。

これら傍証とされるものを見ても明らかなように、この段階に至っても、警察は、

(30) 『静岡新聞』1948年2月12日付。

(31) 『静岡新聞』1948年2月12日付。

(32) 『静岡新聞』1948年2月18日付。

被疑者と犯行を直接結びつける物証を何も得ることができなかった。結局、警察の捜査はいたずらに傍証の数を増やすだけで、何ら事件の核心に迫るものではなかった。そのため、捜査は間もなく頓挫せざるをえなかった。

警察の捜査が再開されるのは6月に入ってからであった。6月3日、Bは任意出頭の形で警察による再取調を受けることになった。そして、これと前後して、検察も関係者の取調を開始した。つまり、今回の捜査は警察・検察合同で行われたのである。2月10日被疑者Bの釈放によって生まれた警察と検察の軋轢は、このときまでにはすでに解消されていたようである。ここで注目したいのは、警察・検察合同捜査の基本が傍証固めに置かれていたことである。なぜ、こうなってしまったのか。この間の事情を静岡署の堀内捜査課長は次のように語った。

(警察は) Bに対する犯罪容疑は必ず成立するとの確信で取調べを進めている、火災を伴った殺人事件として火災と消火で当時現場は極度にごったがえし、科学的証拠の採取が困難で、傍証に基くことが自然多いので、これによって証拠足らずと措置される場合、県都治安に及ぼす影響も大きいので、全力をあげており、(そのことを) 検察当局も理解されたことは何よりもうれしいことだ。⁽³³⁾

要するに、2月の時点では物証がない、自供にも合理性がないとして被疑者を釈放した検察であったが、いまやその原則的立場を放棄し、B犯行説だけでなく、傍証中心に立証するという点でも、警察に完全に同調していた。警察・検察の合同捜査はこうして実現したのである。

その後、警察・検察の捜査は、殺人放火だけでなく、横領、脅迫、同意墮胎罪の被疑事実を加えて起訴に至った。殺人放火だけでは物的証拠がなく、有罪の立証も困難であったため、余罪を追及して併合罪で有罪判決に持ち込もうというのが警察・検察の作戦であった。いわば合わせ技で一本をねらうというやり方である。そして、本件は、9月6日、静岡地方裁判所第1号法廷で第1回公判が開廷された。公判では、足立達夫、池ヶ谷信一、中田駿郎⁽³⁴⁾ら静岡県内の有力弁護士が弁護人として立ち、無罪論を展開した。しかし、翌1949(昭和24)年3月9日、静岡地裁は検察側の求刑の通り死刑判決を言い渡した(その後被告人Bは控訴したが、確定判決の詳細は不明である)⁽³⁵⁾。かつては検察でさえ、物証が存在せず、自白も合理性がないと認めていた事件がわずか1年余後には死刑判決となってしまった。それは決して確実な証拠が得られたからではない。凶器などの物証は最後まで発見されなかった。

(33) 『静岡新聞』1948年6月5日付。

(34) 各弁護人の略歴については、拙稿「静岡県代言人・弁護士人名一覧」、『静岡県近代史研究』第24号、1998年10月、参照。なお、「一覧」最新版は、「法制史の部屋」(http://www.geocities.jp/jlshashi/link/sizuoka_zaiya_hoso.html)に掲載している。

(35) 『静岡新聞』1949年3月10日付。

これまでやや詳しく放火殺人事件の顛末を述べてきたのは、当時の日常的な捜査手法を確認するためであった。この事件における捜査のあり方は、当時としては別段特異なものではなかった。本件では、幸浦事件など著名な冤罪事件と異なり、捜査機関が拷問などで虚偽の自白を強制したわけでも、証拠をねつ造したわけでもない。被告人に有利な証言をした証人が偽証罪で逮捕されたわけでもない。その意味でごく日常的な刑事事件であった。しかし、その日常性のなかに、きわめて本質的な問題点——冤罪を発生させる構造的要因——がはらまれていたのである。

当時の警察にとって、傍証によって事件の構図を描いて被疑者を特定し、被疑者の身柄を拘束した後は、その構図に従って自供に追い込むというのが通常の捜査手法であった。しかし、事件の構図の描き方は、往々にして恣意的かつ独断的なものに陥りがちである。それゆえ、事件の構図が事実と反する場合でも、被疑者はその構図に沿う形で自供を迫られる。そこに虚偽の自白を強制される危険が存在した。もちろん、捜査の結果、何も物証が得られなければ、警察は新たな事件の構図を描き直せばよいのだが、実際はそれとは逆に、捜査機関が自らの構図に固執し、物証を軽視して、傍証だけで強引に起訴に持ち込もうとする場合が見られた。本稿で取り上げた放火殺人事件はまさにその典型例であった。いうまでもなく、幸浦事件などの著名な冤罪事件もこのような構造的要因によって生み出されたものである。

5 検察と裁判所のチェック機能

日本国憲法の精神、新刑訴法の趣旨からいえば、傍証頼みの捜査・起訴は原則的に許されない。それゆえ、前述の放火殺人事件では、検察は当初警察の捜査のあり方をチェックしようとしていた。しかし、すでに見たように、そのチェック機能は瞬く間に消え失せてしまった。なぜ、このようなことになったのだろうか。

これに関連して、当時、地元新聞が興味深い記事を掲載した。それは、冤罪事件の一つである二俣事件が1951(昭和26)年9月29日に東京高裁(控訴審)の判決言渡を迎えるにあたり、検察批判の世論を意識した最高検察庁が異例の声明を出そうとしていると報じるものであった。それによれば、「声明書の内容は今のところ判明しない」が、以下の諸点を強調するものになるだろうという。

第一に、「いわゆる民主的刑法」には「はっきり犯人と判っているものでも釈放し、害毒を流す」という欠陥がある。

第二に、「人権を尊重し科学捜査によって犯人を摘発する」ことになっているが、「科学捜査一本でゆく機構・機能が整備されていない」。

第三に、「物的証拠はもちろん最重要であるが、状況証拠、心的証拠も軽くみることが出来ない」。

第四に、「このような状態では『証拠がなければよいではないか』という考え方

を助長し犯罪を増加させるおそれがある」。(36)

この記事によれば、最高検自体が傍証頼みの捜査を積極的に擁護しようとしていたことになる(37)。傍証頼みの捜査手法に依存し、物的証拠に基づく科学捜査に徹する意思を持ち合わせていないという点で、検察は警察と一体の存在であったといわざるをえない。そうであれば、検察のチェック機能など望むべくもないだろう。

それでは裁判所はどうか。裁判所は、警察・検察の捜査手法をチェックしていたのか。前述の放火殺人事件第一審判決が言渡された直後の1949(昭和24)年3月18日、静岡市内で16戸の民家を灰燼に帰すという放火事件が発生した(38)。この事件を一つの事例として考察してみよう。本件も物証がなく、しかも被告人は徹頭徹尾犯行を否認していた。にもかかわらず、検察はここでも保険金詐取を目的とした放火事件という構図を見立て、起訴に及んだ。しかし、5回の公判を経たところで、静岡地裁は(公判途中にもかかわらず)被告人の保釈・出所を許可した。物証もないなか、「新刑法下被告(人)をいつまでも未決につないでおくことも人権尊重の趣旨にそむくという見地から」というのがその理由であった。当時としては、きわめて異例な決定であった。

しかし、これを不満とする検事の指揮の下、同年9月26日、釈放された被告人を詐欺罪の容疑で静岡署に逮捕・勾留した。検察側の意図について、地元新聞は、この逮捕事実をもって被告が金に困っていたこと(放火の動機)を立証し、さらに他の余罪の有無も調べて併合審理を求める意向であるらしいと報じた。このときの検察の主張は、「たとえ物的証拠はなくとも、当時の状況証拠で行くより以外に手がなく、あの程度でAを被疑者と決定しなければ、放火は現行犯以外永久に検挙立件は覚束ない」というものであった。しかし、別件逮捕の翌日27日に地検が被疑者の勾留請求を行ったところ、地裁は「被疑者に証拠隠滅の恐れはなく、したがって勾留尋問の必要はない」として請求を認めず、被告人を釈放してしまった(39)。

このように裁判所が物的証拠を重視するという原則的立場をとる限り、検察・警察の捜査手法を一定程度チェックすることは可能であった。実際、この時期、裁判所が

(36)『静岡新聞』1951年9月18日付。

(37) なお、最高検声明が実際に発表されたか否かは現時点で未確認である。なお、聞蔵Ⅱビジュアル「朝日新聞縮刷版1879～1989」を「最高検」で検索したが、該当する記事は見出せなかった。

(38) 以下は、『静岡新聞』1949年9月27日付による。

(39)『静岡新聞』1949年9月28日付。

検察の令状請求を認めなかったり⁽⁴⁰⁾、無罪判決を下す⁽⁴¹⁾のは決して珍しいことではなかった。しかし、そうした事例は一部にとどまり、全体としてみれば裁判所が有効なチェック機能を発揮していたといいがたいことは、数多くの冤罪事件の発生によってすでに証明されている。

Ⅲ 人権擁護行政—人権侵犯事件を中心に

1 人権擁護行政の開始

新憲法の人権理念を具体化するために新たに人権擁護行政が開始されたことは重要である⁽⁴²⁾。それは、被疑者・被告人の人権侵害をはじめさまざまな人権侵害事件が発生したとき、裁判所だけでなく行政機関による救済も図ろうとするものであった⁽⁴³⁾。それゆえ、人権擁護行政の充実いかんは、人権の定着度を大きく左右する問題であったといつてよい。

(40) ちなみに、戦後、日本国憲法第64条第1項に基づいて裁判官弾劾裁判所が設けられたが、そこに最初に訴追されたのは静岡地方裁判所浜松支部の天野判事であった(訴追提起1948年7月1日、判決宣告1948年11月27日、判決は不罷免)(裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度運営二十年』両事務局、1967年、76頁以下)。天野判事は、当時、検察の逮捕状請求を却下するなど、検察側に厳しい態度で臨んでいた人物である。それだけに、この弾劾事件は検察が些細な事由を取り上げて同判事潰しのために仕組んだものではなかったか。当時からそういう疑念が囁かれていた(たとえば『静岡新聞』1949年2月27日付)。たしかに、当時、同判事の訴追に当たった地検浜松支部検事自身、「天野判事はつまらぬことに枝葉をつけてしゃべり、警察官が逮捕状の請求の時誤記あるいは要件を書き落としていると逮捕状は出さぬという形式主義であった」(『静岡新聞』1949年2月27日付)と批判するなど、天野判事への敵意を隠そうとはしなかった。裁判官弾劾裁判制度については、<http://www.dangai.go.jp/index.html>(最終閲覧2014年2月8日)も参照。

(41) たとえば浜松簡易裁判所は、1948年11月に発生した自転車盗難事件について、被告人の現場不在証明がなされ、証拠不十分として無罪判決を下した。しかし、同判決はその後検事控訴がなされた(旧刑訴法による静岡地裁最後の控訴審)。控訴審担当検事は原審判断の根拠となっていた証人の証言を潰していった。その結果、1952年3月19日、静岡地裁は懲役10ヶ月の有罪判決を下した(『静岡新聞』1952年3月20日付)。

(42) 人権擁護行政の歴史については、法務省人権擁護局『人権擁護の二十年』(法務省人権擁護局、1968年)など参照。

(43) 「公務員の職務執行にとまなうもの以外の私人間の人権侵犯事件についても、自由人権協会や弁護士会などの民間機関のほかに、裁判所以外の国家機関が直接にその解決にのりだすというのは、諸外国に類例の少ないまさに日本の特色であるといつてよい」(潮見俊隆「日本における人権侵害事件の実態とその処理状況」、東京大学社会科学研究所編『基本的人権2・歴史1』東京大学出版会、1968年、254頁)。

最初に、人権擁護制度の確立過程について確認しておこう。1947(昭和22)年12月17日、法務庁設置法は、行政府内における「一元的な法務に関する統轄機関」として法務総裁を設置し、その統轄事項の一つとして「人権の擁護」を掲げた。そして、翌年2月15日に法務総裁下の担当部局として人権擁護局を設置した(なお、法務庁は、1949年5月に法務府、さらに1952年7月に法務省に名称変更)。人権擁護局の所掌事項は、(1)人権侵犯事件の調査・情報収集、(2)民間における人権擁護運動の助長、(3)人身保護、(4)貧困者の訴訟援助などであった。これが戦後日本における人権擁護行政の嚆矢である。

1948(昭和23)年7月17日人権擁護委員令は、「法務総裁」管轄の人権擁護事務を補助するため、各都道府県に人権擁護委員を設置した。委員の定数は全国で150名であった(同年12月末の段階で実際に委嘱を受けたのは67名)。そして、翌1949年5月31日人権擁護委員法は、人権擁護委員制度を抜本的に拡充し、2万人を超えない範囲で全国の市町村に人権擁護委員を配置することとした。同法によれば、人権擁護委員は法務総裁の委嘱によって任命され(任期2年)、(1)自由人権思想の啓もう・宣伝、(2)民間における人権擁護運動の助長、(3)人権侵犯事件救済のための調査・情報収集、法務府人権擁護局への報告、関係機関への勧告等、(4)貧困者への訴訟援助など、をその職務とした。こうして、《法務総裁(→後に法務大臣)―人権擁護局―地方法務局―人権擁護委員》という人権擁護行政のラインが形成された。

2 行政府の人権概念

人権擁護行政を開始するにあたり、当時の行政府(法務庁→法務府→法務省)や立法府は人権概念をどのように理解していたのだろうか。法務庁設置法案の国会審議過程を見ると、担当大臣である鈴木義男司法大臣は、人権擁護局の業務について、あるときは「行政各部において人権蹂躪等の事実が…あつたならば敏活にこれを調査して現状回復を図る」⁽⁴⁴⁾ のが主たる仕事といい、別の箇所では「決して官庁だけが人権を蹂躪するのではなくして…民間同士でも、やはり権利、名誉、信用等を侵害せられ、或いは侵害の脅威にさらされるというような場合もある」ので、「そういうものをむしろ守つてやるという方面に力を注ぎたい」と述べている⁽⁴⁵⁾。要するに、法務庁設置法案が前提とする人権概念は、国家(行政機関など)による国民の人権蹂躪、すなわち《国家と個人》の問題だけでなく、「民間同士」、すなわち《個人と個人》の問題も含むものであったといつてよい。

(44) 参議院決算・司法連合委員会会議録1947年12月3日、5頁。引用は、国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)による。

(45) 参議院決算・司法連合委員会会議録1947年12月3日、6頁。

表1 人権侵犯受理事件の種類

分類項目	内 容
a	居住権侵害 正当な理由がないのに、家主が店子を追い出したり、このために居住の邪魔をしたり、無理に他人の家に侵入したり居座って、住んでいる人を困らせたりする場合、その他ラジオや動力により騒音を立て他人の居住に迷惑をかけた場合
b	強制圧迫 不良顔役のゆすり、かたり、工場における工員の強制労働、土木工事飯場の強制労働、曲馬団や劇団の酷使、強制寄付（祭礼のとき、消防団への謝礼、PTAの会費、新しい転入者の村入り金）、強制離婚、継子いじめ、嫁いじめ、老人いじめ等の場合
c	生活権侵害 当然貰う権利のある給料や賞金の不払・遅払、労働者が災害を受けたり失業した場合の保険金給付の不当措置などの場合
d	暴力行為 やくざや暴力団に乱暴されたり、物を壊されたりした場合、自由労働者の職よこせデモで乱暴されたなどの場合
e	人身売買 鉱山や工場や料理屋が前借を貸して他人の自由を縛るなどの場合
f	不法監禁 脳病院の不法監禁、飯場の入夫の不法監禁、特殊喫茶店の雇女の不法監禁などの場合
g	名誉信用業務侵害 他人より信用・名誉や商売にケチをつけられるような事を言い触らされたり、行われたり、された場合
h	公権力行使による侵害
i	特別公務員の職権濫用
j	特別公務員の暴行陵辱
k	一般公務員の職権濫用
l	その他

出典) 1951年7月15日付県政だより第36号より作成。

人権擁護行政にいう人権は、《国家と個人》の問題（h～k）だけでなく《個人と個人》の問題（a～g、l）も含むものであった。このような人権概念が採用されるに至った経緯については、近年の研究の進展にもかかわらず、いまだ十分に解明されてはいない⁽⁴⁶⁾。今後の課題としたい。

ここで改めて概念整理をしておこう。前述のように、人権という概念を《国家と個人》の問題だけでなく《個人と個人》の問題も含むものとして用いる場合は、以下、これを広義の人権ということとする。戦後人権擁護行政の特徴の一つは、広義の人権概念を採用していたところにある。

しかし、周知のように、戦後憲法学は憲法上の人権をもっぱら《国家と個人》の問題として措定し、それを前提に「人権の私人間効力」などの問題を議論していくことになる。その出発点ともいえる記念碑的著作が宮沢俊義『憲法Ⅱ』（有斐閣、1959年）であった。宮沢は、今日の人権は自由権・参政権・社会権をその内容とすると述べたうえで、「自由権・参政権または社会権は、いずれも人がその所属する（または、その関連する）国家に対する関係において有する権利」⁽⁴⁷⁾と説明した。宮沢が述べるように、もっぱら《国家と個人》の問題として人権概念を用いる場合は、以下、狭義

これは別の角度からも確認することができる。実際に地方法務局が人権侵犯事件として受理した事件に着目することで、制度化された人権概念を読み取ることができるからである。表1は、静岡地方法務局が1950年7月から翌年6月までの間に受理した人権侵犯申立事件の分類項目を整理したものである。ここから明らかなように、

(46) とくに出口雄一「草創期の人権擁護局—戦後日本の人権擁護政策の始まり」、『人権のひろば』13巻3号、2010年、同「人権擁護委員法の制定過程とカート・スタイナー」、『人権のひろば』13巻6号、2010年、参照。

(47) 宮沢俊義『憲法Ⅱ（法律学全集4）』（有斐閣、1959年）86頁。

の人権と表記する。

このように1950年代という戦後最初期から、行政府（人権擁護行政）は広義の人権概念をとり、憲法学界は狭義の人権概念をとるというように、二つの人権概念が理念的に並存する状況にあったという事実には注目しておきたい⁽⁴⁸⁾。⁽⁴⁹⁾

3 人権擁護行政の実態と「二重基準」

次に、1950年代の人権擁護行政の実態について、おもに統計資料を用いて確認してみたい⁽⁵⁰⁾。表2によれば、全国の人権侵犯事件新受件数は一貫して大きな伸び率を示している（1954年を指数100とすると61年286）。これに対して静岡県は、50年代前半にめざましい伸びを見せたものの（50年100→54年340）、その後は鈍化する傾向にある（54年100→61年169）。

表2 人権侵犯事件新受件数の推移

項目	年次	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961
全国			12,880			42,287	48,906	63,523	74,060	83,593	101,145	111,638	121,019
静岡県		635	592	1,099		2,160	3,723	3,244	3,222	2,230	2,024	2,917	3,653

注1) 1951年と1952年の2ヶ年（静岡県分）は1月から11月までの集計件数である。

出典) 1951年5月3日付、1952年5月4日付、12月4日付の静岡新聞、法務大臣官房調査課統計室編『昭和29年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1955年、同編『昭和30年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1956年、同編『昭和31年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1957年、法務大臣官房司法法制調査部調査課統計課編『昭和32年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1958年、同編『昭和33年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1959年、同編『昭和34年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1960年、同編『昭和35年法務統計（1月～12月集計）』法務省、1961年、同編『第75登記・訟務・人権統計年報・昭和36年』法務省、1962年、により作成。なお、1949年から1953年までの全国統計は未見である。この時期、毎年公刊されている法務府『法務統計』に人権侵犯の項目が立てられるようになるのは1954年分以降のことである。

全国の人権侵犯事件を「公務員による人権侵犯」と「非公務員（一般市民）による人権侵犯」に分けて整理したものが表3である。ここで注目したいのは、第一に、新受件数の圧倒的部分は「非公務員による人権侵犯」の申立であったということである。

(48) 法哲学者・井上茂は、次のようにいう。「法の実際において『権利』とは法的権利（「制度的に確立された実定的権利」－橋本）につきるといような限定はとれないのが事実である。実生活の諸分野で法的権利がいの意味で『権利をもつ』という主張や行動がとられている事実は、社会生活の体験上無視できないことであり、社会の制度としても軽視することはゆるされない。」（井上『人権叙説』岩波書店、1976年、123頁）。ここにいう「権利」は「人権」と言い換えてもかまわないだろう。なお、人権概念が「法的権利」ととどまらず、社会的に多様な意味で用いられていることについて、武田清子編集・解説『人権の思想（戦後日本思想大系2）』（筑摩書房、1970年）などを参照。

(49) 他方で、1950年代の日本人にどの程度人権意識が浸透していたのかという点については、前掲・潮見俊隆「日本における人権侵害事件の実態とその処理状況」を参照。

(50) この問題に関する先行研究として、前掲・潮見「日本における人権侵害事件の実態とその処理状況」がある。ただ、同論文はおもに1960年代の人権侵犯事件を分析したものである。

第二に、「公務員による人権侵犯」の申立件数は年々減少していった(54年100→61年50)。同じく静岡県について見ると(表4)、全国と同様に新受件数の圧倒的部分は「非公務員による人権侵犯」の申立であった。他方、「公務員による人権侵犯」の申立件数は、全国に比べると減少幅はさほど大きくはない(54年100→61年74)のが注目される。

表3 人権侵犯事件新受件数(全国)

項目	年次	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961
特別公務員による侵犯						673	623	411	306	485	380	325	309
その他公務員による侵犯			757			575	486	411	389	413	425	379	314
非公務員による侵犯			12,113			41,039	47,797	62,701	73,365	82,695	100,340	110,934	120,396
合計			12,880			42,287	48,906	63,523	74,060	83,593	101,145	111,638	121,019

出典) 1952年5月4日付静岡新聞、法務大臣官房調査課統計室編『昭和29年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1955年、同編『昭和30年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1956年、同編『昭和31年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1957年、法務大臣官房司法法制調査部調査課統計課編『昭和32年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1958年、同編『昭和33年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1959年、同編『昭和34年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1960年、同編『昭和35年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1961年、同編『第75登記・訟務・人権統計年報・昭和36年』法務省、1962年、による。

表4 人権侵犯事件新受件数(静岡県)

項目	年次	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961
特別公務員による侵犯						12	12	11	6	11	15	5	11
その他公務員による侵犯		55	14	58		11	13	9	17	13	4	4	6
非公務員による侵犯		580		1,041		2,137	3,698	3,224	3,199	2,206	2,005	2,908	3,636
合計		635		1,099		2,160	3,723	3,244	3,222	2,230	2,024	2,917	3,653

注) 1952年分は1月から11月までの集計数である。

出典) 1951年5月3日付静岡新聞、1952年5月4日付静岡新聞、1952年12月4日付静岡新聞、法務大臣官房調査課統計室編『昭和29年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1955年、同編『昭和30年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1956年、同編『昭和31年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1957年、法務大臣官房司法法制調査部調査課統計課編『昭和32年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1958年、同編『昭和33年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1959年、同編『昭和34年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1960年、同編『昭和35年法務統計(1月～12月集計)』法務省、1961年、同編『第75登記・訟務・人権統計年報・昭和36年』法務省、1962年、による。

次に、とくに特別公務員による人権侵犯事件をまとめたのが表5(全国)、表6(静岡県)である。この表から明らかなように、特別公務員による人権侵犯事件は全国的には減少する傾向にあるが(54年100→61年46)、静岡県については(年ごとに若干の増減はあるものの)大きな変化は見られない(54年12件→61年11件)。こと特別公務員による人権侵害に限って言えば、静岡県で改善の跡を認めるのはむずかしいようである。

表5 特別公務員による人権侵犯事件新受件数(全国)

項目		年次								
		1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	
警察官による侵犯	逮捕に関するもの	97	96	44	27	38	40	23	14	
	勾留に関するもの	16	8	11	10	11	9	7		
	捜査押収に関するもの	44	29	19	12	14	11	11		
	自白強要に関するもの	97	94	59	28	64	53	31		
	暴行陵虐に関するもの	139	112	77	58	89	66	90		
	武器使用に関するもの	4	1	4	1	6	2	2		
	その他	276	193	124	122	186	128	102		
その他の特別公務員による侵犯	0	90	73	48	77	71	59	34		
合計		673	623	411	306	485	380	325	309	

出典) 法務大臣官房調査課統計室編『昭和29年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1955年、同編『昭和30年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1956年、同編『昭和31年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1957年、法務大臣官房司法法制調査部調査課編『昭和32年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1958年、同編『昭和33年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1959年、同編『昭和34年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1960年、同編『昭和35年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1961年、同編『第75登記・訟務・人権統計年報・昭和36年』法務省、1962年、による。

表6 特別公務員による人権侵犯事件新受件数(静岡県)

項目		年次								
		1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	
警察官による侵犯	逮捕に関するもの	2	1	0	0	1	1	0	0	
	勾留に関するもの	1	0	0	0	1	0	0		
	捜査押収に関するもの	1	0	0	0	0	0	0		
	自白強要に関するもの	1	2	1	1	1	3	0		
	暴行陵虐に関するもの	3	2	1	2	3	1	0		
	武器使用に関するもの	0	0	1	0	0	0	0		
	その他	4	7	7	3	4	8	2		
その他の特別公務員による侵犯	0	0	0	0	1	2	3	2		
合計		12	12	10	6	11	15	5	11	

注) 原資料では1956年の合計数は11件となっているが、そこに記載されている内訳数を足すと10件にしかならない。ここでは内訳数をそのまま記載し、その合計数を表示することとした。

出典) 法務大臣官房調査課統計室編『昭和29年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1955年、同編『昭和30年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1956年、同編『昭和31年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1957年、法務大臣官房司法法制調査部調査課編『昭和32年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1958年、同編『昭和33年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1959年、同編『昭和34年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1960年、同編『昭和35年法務統計(1月~12月集計)』法務省、1961年、同編『第75登記・訟務・人権統計年報・昭和36年』法務省、1962年、による。

さて、人権侵犯の申立がなされると、地方法務局と人権擁護委員は連携して調査を行う。必要な場合には、加害者への勧告、被害者への訴訟援助、人権擁護局への報告などが行われた。警察・検察による人権侵犯が申し立てられれば、当然、彼らが加害者として地方法務局の調査対象となった。静岡地方法務局長北川一松は、その間の状況を次のように述べている。

人権問題で一番よく起るのは統計表で見ても警察官の人権侵犯が一番多い・・・そこで私共は人権擁護委員をわずらわして調査すると、警察の方では人権擁護委員とか法務局というものは悪い者の味方ばかりしている、良いものの味方をしないといわれる(51)

やはり警察などの反発は大きかったようである。しかし、《人権擁護局—地方法務

(51) 『静岡新聞』1952年5月4日付。

局一人権擁護委員》の行政ラインには、警察・検察の反発を跳ね返し、さらには人権侵害を生み出す構造的要因にまで切り込むだけの力＝法的権限は与えられていなかった。当時の国家権力構造の中では、前者は明らかに後者に対して劣位に置かれていたといえるだろう。

このような関係性のなかから、人権をめぐる二重基準が容易に生まれてくる。その意味するところを説明しよう。1951(昭和26)年9月、静岡地方法務局人権擁護課に、ある人権侵犯の申立がなされた。それによれば、同年8月下旬、静岡市内で頻発していた梨泥棒事件に備えるため張り番に立っていたA外2名が窃盗中の犯人を目撃し、それが近所に住むB夫婦であったと触れ回った。そのため、Bは9月に静岡地方法務局に「自分は何ら窃盗しなかったのにぬれ衣を着せられて弱っている」と申し立てた。担当事務官らが調査したところ、Bは「今まで盗犯をしたこともない上、Aの証言が不明確で、しかも情況証拠に過ぎないことが判明し」たので、Aから謝罪するようにして示談を進めた、という⁽⁵²⁾。

このように地方法務局は、情況証拠だけで他人を犯罪者呼ばわりするのは不当(謝罪に値する行為)である、と明確に判断した。しかし、この論理がすべての事件に適用されたわけではなかった。事が刑事事件になると、たとえ捜査機関が傍証頼みの捜査を行っていると言言していても、法務局がそうした捜査のあり方を明確に断ずることはなかった。一般市民相互間におけるよりも、捜査機関が一般市民に対して情況証拠だけで犯罪者と断定する方がはるか弊害が大きいにもかかわらず、である。権力を有する加害者に対しては、人権問題としての追及が回避される。これが人権をめぐる二重基準の問題である。このような現実が存在することは、すべての人間に妥当すること(普遍性)を本質とする人権理念の否定にほかならない。

IV 人権啓発行政—静岡県の広報活動を中心に

これまで見てきたように、1950年代における人権問題の中心は、依然として刑事被告人(被疑者を含む)の人権問題であったが、戦後の人権擁護行政はそれを救済し是正するだけの力を持ってはいなかった。しかし、人権擁護行政には救済とは別の役割も期待されていたことを忘れてはならない。それは国民に対する人権啓発(啓蒙・宣伝)である。国民の人権意識を高め、権利の担い手としての自覚と知識を向上させる

(52)『静岡新聞』1952年5月25日付。

ことは、憲法の人権規定を現実化するうえで必須の条件である⁽⁵³⁾。その意味で、戦後人権擁護行政が人権侵犯事件の救済だけでなく、人権啓発を自らの課題としたことは高く評価されるべきである。

しかし、残念ながら、1950年代に《人権擁護局—地方法務局—人権擁護委員》のラインでどのような人権啓発活動が行われていたのかを実証的に解明しうる資料をいまだ見出していない。そこで本稿では、便宜的に静岡県庁の人権啓発活動に関する考察をもってそれに代えたいと思う（それもごく限られたものではあるが）。

ここで分析するのは、静岡県の広報紙「県政だより」である。「県政だより」は、1949(昭和24)年5月の創刊当初から人権に関する啓発記事を頻繁に掲載していた⁽⁵⁴⁾。たとえば「公民の自由」というタイトルのもと、言論の自由や黙秘権などについて連続的に取り上げた（しかし、1950年代後半以降になると、人権啓発記事は広報紙から消滅した）。そのうち黙秘権を取り上げた回で、「県政だより」は新刑法法によって認められた黙秘権について次のように説明した。

父の罪をかくしたい、子の罪をかくしたいならば、自分の罪をかくしたいのは当然のことです。この人情を無視して、自白を強要するならば、そこには無理にも言わせたいということから、強制とか圧迫とか拷問とかがおこりがちであります。・・・犯罪の被疑者と雖も、やはり人間としての権利と自由とは守らなければなりません。⁽⁵⁵⁾

要するに、《自分(家族)の罪を隠したいという人情を無視して自白を強要すれば拷問を引き起こす。それを防ぐために被疑者に黙秘権を認めた》という。罪を犯した人間のために黙秘権を認めたと言わんばかりの物言い⁽⁵⁶⁾に示されるように、「県政だより」は決して正確とはいえないがたい人権認識を広報していた。そして、最後の結びの部分では県民にこう要求した。すなわち、

公民の自由(黙秘権のこと—橋本)が悪い人の自由に陥らないようにするために

(53) たとえば国連人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)は、現在、「人権教育世界プログラム」(2004年12月国連総会採択、<http://www.ohchr.org/EN/Issues/Education/Training/Pages/Programme.aspx> 【最終閲覧日】2014年2月17日)に基づき、15年計画であらゆる分野における人権教育を世界的に展開している。

(54) 以下、「県政だより」の引用は、静岡県『静岡県広報紙(縮刷復刻版)』第1巻(静岡県広報課、1982年)による。

(55) 「県政だより」第10号、1950年2月15日付。

(56) 同様の認識は捜査機関のなかにも見ることができる。たとえば、1952年4月15日に警視庁で開催された国家警察東京管区強力係主任者会議で国警静岡県本部捜査課の池谷係長は次のように発言した。「黙秘権なるものが現在盛んに使われているが、黙秘権を使用するものは重罪犯人か、あるいは深い根をもつ思想的政治的犯罪者に多いのは誰も認めるところである」(『静岡新聞』1952年4月16日付)。

は・・・一般国民といたしましても証拠を尊び、証拠を重んずることに協力すべきだと思われます。・・・公民の自由は簡単に守られるものとばかりは限りません。その前提の一として、国民の合理的態度、科学的態度も必要なものと思われるのであります。

黙秘権が「悪い人の自由」に陥らないようにするためには、国民（県民）にも証拠重視の科学的態度が必要であるという。おそらく「県政だより」も、警察・検察が日常的に傍証頼みの捜査を行っていることは十分承知していたと思われるが、そうした警察・検察のあり方を直接問題にする代わりに⁽⁵⁷⁾、国民（県民）に対して科学的態度を要求したのである。

実は、国民（県民）の心構えや態度の問題として人権を論じるのは、「県政だより」の基調ともいえるべき特徴であった。しかも、それはもっぱら《個人と個人の問題》のレベルで論じられていた。次などはその一例である。

敗戦後、自由社会にふさわしい現行憲法の制定を見たとありますが、この憲法について私どもの考えなければならないことは、この憲法の個々の内容よりも、この憲法に対する私どもの態度であります。ワイマール憲法下にもヒットラーのごとき独裁者の生じたことを思うならば、私達は現行の我が憲法に盛られている公民の自由についても、積極的に之をもり育ててゆくことが必要なのではないでしょうか。今は、その一例として言論の自由について考えて見ましょう。・・・⁽⁵⁸⁾

このように憲法に関する知識ではなく、態度の涵養こそが重要であると述べたうえで、「県政だより」は言論の自由を取り上げ、村の寄合や教員の会議などを例に挙げ、そのような場で必要なのは「ご婦人の勇氣」であると、女性に対して「卒直に発言しましょう」と呼びかけた。

このような「県政だより」の一定の偏りは記事の選択の仕方にも現れていた。たとえば1950年代に著名な冤罪事件で被告人の無罪が確定しても、「県政だより」がそれに言及することはただの一度もなかった。その一方で、1952(昭和27)年5月に静岡県富士郡上野村（当時）で村八分事件⁽⁵⁹⁾が発生したときは、事件が表面化して間もない同年7月に静岡地方法務局長北川一松がさっそく寄稿文「村八分について」を寄せ

(57) 「県政だより」は、この点について、「警察官、検察官の方々に一層科学的捜査に努力していただくことの必要は申すまでもありません」と述べるにとどまる。

(58) 「県政だより」第3号、1949年9月1日付。

(59) 石川卓月『村八分の記—少女と真実』(理論社、1953年)。なお、本稿では、武田清子編『人権の思想(戦後日本思想大系2)』(筑摩書房、1970年)所収のものを参照した。

ている⁽⁶⁰⁾。まことに対照的な扱いであったといえよう。

このような心構え論ともいうべき人権論が紙面を独占すれば、せっかくの人権啓発もたんなる通俗道徳教育に矮小化されてしまうだろう。そこでの最大の問題は、国家と社会のなかに構造化された権力的な支配服従関係を権利義務関係に転換するという実践的営み——「権利のための闘争」——が無視されることである。

V おわりに

以上、本稿では、1950年代の静岡県を考察対象として、当時頻発していた冤罪事件を生み出す構造的要因として、物証の軽視と傍証頼みの捜査が日常化し、捜査機関が見立てた事件の構図に従って被疑者を自白に追い込むという手法が横行していたこと、これに対して検察や裁判所のチェック機能はほとんど働いていなかったことを指摘した。

次に、戦後の人権擁護行政(救済・啓蒙宣伝)について、当初から行政は(憲法学が狭義の人権概念をとっていたのと異なり)広義の人権概念を採用していたこと、しかし実際の救済活動では事実上「二重基準」が存在し、個人と個人の間で発生した人権侵害に比べ、国家(捜査機関など)による人権侵害に対しては行動・意識両面で消極的であったことを指摘した。また、静岡県の広報活動を例に、行政による人権の広報活動は、正確な人権理解を促すものとはいいがたく、むしろ県民に対して一定の心構えや態度を要求するものであること、その意味で人権を通俗道徳に矮小化する傾向があることを指摘した。

最後に若干の展望と課題を述べて本章の結びとしたい。

第一に、繰り返し述べてきたように、1950年代の人権問題の中心は、刑事被告人などに対する人権侵害であった。さまざまな努力にもかかわらず、それを生み出す構造的問題はほとんど是正されず、そのまま60年代に引き継がれていく。そのうえ、60年代に入ると、生存権や公害問題など新たな人権問題が浮上してくる⁽⁶¹⁾。こうして人

(60)「県政だより」第48号、1952年7月20日付。ちなみに北川はここでこう述べている。「以上要するに、今回の事件は、単独絶交(比較的程度の軽い)の競合であって、(村民の間で絶交について相談や申し合わせをした事実はないことから—橋本)共同絶交でないことが認められるから、法律上村八分とはならないが、主として精神的なものとは云え単独絶交競合の結果として石川一家の人々が、孤立無縁に近い状態に陥り、社会生活の維持を危うくするに至りつつある状態を見ると、隣人愛の精神によって円満且つ明朗な交際を速に回復せられるよう切望する」。

(61)生存権の裁判規範性をめぐって争われた朝日訴訟の第一審判決は1960年のことである(東京地判1960年10月19日)。他方、工場排煙問題などに関する裁判は1950年代からすでに見られるが、60年代に入ると公害事件の種類や数は一気に拡大する。

権問題はより多様化していくのである。これに対して人権擁護行政はいかに対応したのか。それは今後の検討課題である。

第二に、広義の人権概念と狭義の人権概念が並立するという状態は、基本的に1960年代以後も継続する。その後の歴史過程の考察はもはや本稿の課題ではないが、一点だけ触れておきたい。2000年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(法律第147号)が公布された。同法は現在に至る人権教育・啓発行政の根拠法である。そして、2002年には同法に基づいて「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され(同年3月15日閣議決定)、人権教育・啓発行政の方向性が決定された。ここで注目したいのは、この基本計画中に—これまで本稿で述べてきた狭義の人権概念や広義の人権概念とは異なる—新たな人権概念が採用されたことである。それを一言で言えば、人権概念の本質部分ともいえるべき《国家と個人》の問題が後景に退き、もっぱら《個人と個人》の問題として人権が語られるようになったことである。別の言い方をすれば、国家が加害者として国民の人権を侵害する場合を意図的に無視ないし軽視するようになった⁽⁶²⁾。人権は個人と個人の間で遵守すべき通俗道徳に読み替えられたかのようなのである⁽⁶³⁾。このような人権概念の政策的変容を分析することも今後の検討課題である。(以上)

(62) 「人権教育・啓発に関する基本計画」(2011年4月1日閣議決定により変更)は、人権教育・啓発を推進すべき個別の人権課題を以下のように限定的に列挙している。すなわち、(1)女性、(2)子ども、(3)高齢者、(4)障害者、(5)同和問題、(6)アイヌの人々、(7)外国人、(8)HIV感染者・ハンセン病患者等、(9)刑を終えて出所した人、(10)犯罪被害者等、(11)インターネットによる人権侵害、(12)北朝鮮当局による拉致問題等、(13)その他、である。ここでは、たとえば捜査機関による刑事被告人への人権侵害(自白の強制、証拠のねつ造など)など、国家権力が加害者となる事例はほとんど無視されている。

(63) たとえば静岡県人権会議「ふじのくに人権宣言」(2004年12月15日)は次のように言う。「私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。1. 自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。2. 日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。3. 家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。4. 個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。」(<http://jinken.pref.shizuoka.jp/meeting/>【最終閲覧日】2014年2月17日)。このような通俗道徳的人権観の淵源は、すでに本稿で見たように、1950年代行政の広報活動の中に見出すことができるだろう。